

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和8年1月28日（水）午後1時28分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|---------|------|----------|
| 委員長 | 藤田 直仁 君 | 副委員長 | 松下 太葵 君 |
| 委員 | 大坪 元気 君 | 委員 | 香山 二郎 君 |
| 委員 | 山口 仁美 君 | 委員 | 鈴木 てるみ 君 |
| 委員 | 仮屋 国治 君 | 委員 | 宮内 博 君 |

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

| | | | |
|--------------|----------|---------|---------|
| 農林水産部長 | 寶徳 太 君 | 林務水産課長 | 今吉 秀志 君 |
| 農政畜産課主幹 | 唐鎌 賢一郎 君 | 林務水産課主幹 | 川原 昭二 君 |
| 林務水産課林務水産G主事 | 山内 武志 君 | | |

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

- 7 今回の所管事務調査は次のとおりである。

霧島市森林整備計画について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午後 1時28分」

○委員長（藤田直仁君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は所管事務調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配布しました次第書に基づき進めていきたいと思いましたがよろしいでしょうか。

[[異議なし]という声あり]

それではそのようにさせていただきます。それではそのようにさせていただきます。霧島市森林整備計画について執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

農林水産部です。よろしくお願いいたします。霧島市森林整備計画についての所管事務調査ということでよろしくお願いいたします。説明につきましては、今吉農林水産課長と川原主幹が行いますので、よろしくお願いいたします。

○林務水産課長（今吉秀志君）

所管事務調査の実施に当たりまして、本日は、霧島市森林整備計画に関する資料を作成しておりますので、よろしくお願いいたします。はじめに森林計画制度についてご説明します。別紙資料1の体系図をご覧ください。森林・林業基本計画は、森林・林業基本法第11条に基づき、政府が日本の森林・林業の長期的かつ総合的な政策の方向性・目標を示す国の最上位計画で、5年毎に見直されます。それに即して、農林水産大臣が森林法第4条で国の森林整備及び保全の方向性や地域森林計画等の指針を示しているのが全国森林計画で15年を一期とし5年毎に見直されます。それに即して都道府県知事が森林法第5条で、都道府県の森林関連施策の方向、伐採、造林、林道、保安林の整備の目標、市町村森林整備計画の指針を示しているのが地域森林計画であり10年を一期とし5年毎に見直されます。鹿児島県では、県内を6つの計画区に分け、5年ごとに地域森林計画を樹立しており、本市は始良地域森林計画書の対象地域となっております。それに適合して、市町村が森林法第10条の5で森林関連の施策の方向、森林所有者等が行う伐採、造林、森林の保護等の規範を示しているのが市町村森林整備計画であり、10年を一期とし計画をたてております。国（農林水産大臣）は、森林の現況、経済情勢等に変動があり、必要があると認めるときは全国森林計画を変更し、都道府県知事に通知されます。その通知に基づき、都道府県知事が地域森林計画を変更した時は市町村森林整備計画がその上位計画である地域森林計画に適合しなくなるので、市町村長は都道府県知事の通知に基づき市町村森林整備計画を遅滞なく変更する必要があります。今回は、それぞれの計画が5年毎に見直されることに伴い、本市の法定計画である霧島市森林整備計画が、始良地域森林計画書に適合しなくなるので変更をしようとするものであります。主な変更内容は、本市の森林の現状、花粉症発生源対策の加速化、高度な森林資源情報の活用、及び森林経営管理制度に基づく事業に関する事項になります。変更点につきましては担当グループ長が説明いたします。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

それでは別紙、新旧対照表により説明いたします。1ページを御覧ください。まず対照表の変更前が右側、変更後が左側になります。まず変更前の中段部、記載されますけれど本市の総面積、6万318haが6万317haに変更し、今回県の5年ごとの見直しを先にしていますので、それによって本市の森林面積が4万813haから4万662haに減少したため、森林面積の割合は総面積の約68%から67%になりました。森林の所有形態別では、国有林が7,387haから7,357haへ民有林は3万3,426haから3万3,305haに減少し、民有林のうち県有林は975haから980haに増加し、市有林は2,708haから2,694haに減少しました。また、民有林における杉・ヒノキを主体とする人工林面積は2万1,609haから2万511haに減少したため、人工林率は64.6%から61.6%に下がりました。2ページを御覧ください。大きな改正の施策としまして、最初に花粉症発生源対策を図るた

めの施策です。森林の整備に関する事項、第1－2立木の伐採(主伐)の標準的な方法におきまして、赤文字で表示されております。なお、花粉症発生源対策の加速化を図るため、花粉の発生源となるスギ人工林の伐採、植替え等に努めるものとするを追加しました。また4ページ下段、第2造林に関する事項。1人工造林に関する事項におきまして、5ページの赤文字部分ですが、なお人工造林においては、成長にすぐれた苗木や花粉の少ない苗木(無花粉苗木、小花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木等)の植栽等に努めるものとするを追加しました。続きまして、高度な森林資源情報の活用を図るための施策です。5ページ中段部ですが、第1項委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項。2森林の経営委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策の中で、また森林経営の委託等が円滑に進むよう林業事業者等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を図るとともに委託を受けた林業事業者等による森林経営計画の作成を促進するの後に、あわせて航空レーザー測量等により整備した森林資源情報の活用を促進し、面的な集約化を進めるを追加してあります。続きまして、平成31年4月に森林経営管理制度が創設されました。森林所有者に今後の森林管理の意向を確認した上で、必要に応じて経営管理が適切に行われていない森林については、森林組合等の林業事業者に施業のあっせんをしたり、または市町村が個人の森林を預かって管理する制度が全国的に行われております。6ページ、森林経営管理制度に基づく事業に関する事項の中に、森林の有する公益的機能の維持増進及びその効果の早期発現を図るため、森林資源及び森林作業の状況を考慮しつつ、旧市町ごとに1地区以上の意向調査を実施していくこととし、原則として意向調査を実施した翌年度には、経営管理権を設定(経営管理集積計画の作成、公告)をすることとする。制度推進に当たっては、旧市町単位を区割し、さらに地域の森林状況等に応じ選定した地域を優先するが、令和15年度をめどに市内全域を一巡するを追加しております。なお、この森林経営管理制度において、令和元年度より森林経営の意向調査を行っており、今年度が7年目で約40%の意向調査を終えております。最後の7ページになります。計画期間内における市町村森林経営管理事業計画、現時点で本市が預かっております民有林の区域面積等を地域ごとに掲げてあります。これで説明を終わります。

○委員長(藤田直仁君)

次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員(松下太葵君)

最近の豪雨災害を踏まえて、今回のこの森林整備で土砂災害防止とかにどの程度寄与する設計になっているのか。特に危険区域へ優先対応とかあるのか教えてください。

○林務水産課主幹(川原昭司君)

伐採に関しましては、本市は伐採届という届出制になっています。届出が出てきまして、私たちがの方の届け出がありました地域林政アドバイザー等が現場を確認して、市町村森林整備計画書において標準伐期齢というのが定められてますので、それに応じて伐採時期が適合しているかどうかを確認し、適合していれば適合通知書を出します。そのとき遵守事項として、伐採した後の土砂流出

防止を図ってください。作業路等を損壊した場合はまた復旧して下さというような。そういう伐採をする方、それから森林所有者、届出者の三者のほうに通知をだします。そういう規制的なものは許可制ではないので、林地開発とは違いまして届け出制なので、そういう遵守事項になるんですが。この森林整備計画の中でいきますと一度に伐採してはいけませんというのが基本的にありまして原則10ha以内というふうにされています。これに対しましては伐採した後も少なくとも10haごと周辺森林の成木の受光程度の保護樹林帯を20m確保して下さいとか、土砂の流出を講じて柵工をしてくださいという指導を行っているところです。強制的な面はなかなかないのですがそういう土砂流出防止とか切った後の被害が出ないような指導という注意事項等しております。

○委員（仮屋国治君）

所有形態のところ、県有林だけが増えているんですけど、変更後が。これはどういった理由でここだけが増えているんですか。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

通常は森林の場合は転用とか、いうことでそれで見直しをして、転用後はもう森林の面積が減っているのでしょうか。例えばの農地とか、拡大、造林、山林じゃなかったところに植林をしていくということで増えていく可能性がありますので、これは始良森林計画をもとに県のほうが調べて作成した数値なので、この県有林だけが増えたというふうな状況であります。詳しい詳細の原因は、どこがどういうふうな原因でというのは詳細はつかんでおりません。

○委員（宮内 博君）

先程松下委員から少しありましたけど。森林の伐採の関係で、今少し状況が変わっている部分があると思うんですけど。森林の大規模伐採による災害、特にメガソーラー建設等について霧島市内でも問題が発生しているところが数箇所ある。市として大規模伐採、林地開発等に対してどれぐらい関与できるのかということと、森林をいかに保全していくのかとの関連で、そこらへんがどれほど明確になっているか。特に面積の大きな伐採については県の関与が大きいということで、霧島市としては意見は付けるけどそれに対して市独自の規制というのがなかなかできないというのが実情で、実際には急傾斜、危険地域等の伐採についても、伐採がなされてそこで災害が起こるという状況が、例えば佳例川地区などではすでに発生しているというようなことがあるんですけど。今回の改訂にあたってそのあたりの事項と、今説明を頂いた部分については特にないのかなというふうに思いますけど、あればちょっと説明をしてもらって、また市がどの程度関与するのか、そういうことについても少し説明を頂けませんか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

今委員のおっしゃられるとおり太陽光の発電の関係で伐採が増えて、一時期、大分今落ちついてはきているかと思うんですけど、大分伐採されたところがありました。林地開発につきましては、県が許可権限を持っているところがございます。それで昔は1万㎡を超えたら林地開発が必要だったんですが、太陽光につきましては5,000㎡を超えたら林地開発の許可制度にのっとって申請をして

いただくという形になっています。当然ながらそれに伴いまして調整池の、災害を起こさないための措置も講じる必要があるというような形で、今回もそのようなところで措置をされていたんですが、そこが今回の8月の大雨で崩壊して下流域に災害を起こしたというところもあります。現在のところ、うちのほうでそれに伴う法的な整備というか、そういうものはございませんので、今のところそれについてはちょっと市として対応することはできないのかなというふうに思っているところであります。ただ先ほどグループ長のほうからもありましたように、始良地域の森林整備計画の中では20haまでの伐採を認めているようなところがございます。ただ、市のほうとしてはそれを10ha。保護樹林帯も設けなさいという形で対応している。法的根拠というわけではないんですが、そこで大規模な伐採を抑えるような形で指導をしているところでございます。当然それ以上の面積を持っているところもありますが、一遍に切らないような形で指導しているようなところでございます。

○委員（宮内 博君）

市に直接の権限がなかなかなくてですね、実際にはそれが容認、容認というか黙認というか、というような形で伐採が大規模になされて、あとあと災害で市民が苦しむというですね。そういう状況をいかに食い止めることができるかっていうものの、市としての対策といとなかなか、市独自の対策ってなかなか容易ではないんだらうというふうに思うんですけど。どの程度その辺が、できないから仕方がないよねということにとどまっているのかですね。それとも何か一步踏み込んだ形で県に働きかけをするとかですね。その辺の動きってのはこの間、少しあったんですかね。災害等を受けた現状の中で。

○林務水産課長（今吉秀志君）

今回災害を受けました太陽光発電のところの災害につきまして、都市計画、それから地域政策課と一緒に事業者を呼びまして対策をどういうふうにとるのかという形で、指導、助言をして県にもそれを含めて報告をして県と市と一緒にやって対応しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

限られた状況の中でですね、制約があるかと思えますけど。ぜひその辺はもう少しですね、体制を強化をしていかなきゃいけない大きな課題なのかなというふうに思います。もう一つ先ほどの報告の中で森林意向調査を実施をしたというのがありましたね。40%が完了したという話でありますけれど、それはどういう形で意向調査がなされてですね、何がどういう形で完了したのかですね。その結果はどうだったのかっていうのは、今の段階でまとめたのがあるんですか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

現在ですね9月末現在の状況でいきますと、意向調査を、今後どうされていきますかと、自分で管理をされていきますか、それとも売りますか、それともほかの方に任せますか、市で管理をしてもらえますかというような意向調査しております。それが1,422筆で、所有者が954人。面積にいたしますと412.27haでございます。その中で市町村への委託移行をしたいという方が337筆、248人。

面積にいたしますと89.92h aでございます。パーセンテージにいたしますと、筆数でいきますと23.37%。所有者でいきますと25.99%。面積でいきますと21.81%の方々が、大体そういうような形で市町村への移行を示しているところでございます。そのほかに林業事業体へのあっせんを希望された方が、筆数でいきますと69筆、所有者でいきますと49人、面積でいきますと22.23h aですね。割合でいきますと筆数のほうが4.85%。所有者のほうでいきますと5.13%。面積でいきますと5.39%の方々が、それぞれ自分ではなく市町村もしくは林業事業体のほうへのあっせんという形でしているところでございます。

○委員長（藤田直仁君）

今のは資料として後ほど提出していただけますか。

○委員（宮内 博君）

ぜひ資料でお願いします。それで意向調査の結果ですね、市に337筆、248人ですか。89.9h aの面積について市に委託をしていきたいというようなことだったかと思えますけれど、これは委託を受けた場合の市の関与ですね。どういうこの関与していくのかですね。いわゆる下刈りであったりとか、枝打ちであったりとかですね、そういうのも含めて関与していくのか。その辺の関与の程度、市としての対応ですね、その辺ちょっと説明してもらっていいですか。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

まず意向調査によって、森林所有者が市に預けたいという場合があってもですね、全部が全部まず市が預かるべきもないということもあって。まずは採算が合えば、さっき申し上げました林業事業体というところにあっせんとかするんですが、採算が合わなくてどうしようもないと。山が荒れてしまって市に預けたいという方で、市町村が管理をするんですが、そういったときになりますと、市のほうは10年間のまず契約を結びますので、途中売買とか売る予定があるという方であれば、この制度にはちょっとそぐわないのかなというふうに思います。市が預かってできる事業というのは、やはり採算が合って、木を切った代金を山主さんに返すというよりはむしろ保全的な、やぶを払ったりとか、下草を払ったりとか、境界が分かりにくかったらそこ払ったりとか、そういう維持管理のもとに行いますので、どちらかといえば最低限維持管理を補うための分が市が管理して行う作業であります。

○委員（宮内 博君）

売却を前提としたものではないと。それで10年間管理をするということなんだけれども、今おっしゃったその下刈りだとかですね、いわゆる基本的なところなどは、まず関与していくんだらうなというふうに思いますけれど、そういう場合にいわゆる市のほうに委託をしたいというふうに申入れをされた方に対しては、一定の費用を請求するというような形になるんですかね。それと同時に市のほうとしてはそれらの委託を受けて、何らかのいわゆる体制ですね、市としての委託を受けるための体制というのを従来よりも対策をとっていくような形で準備が進められているのかですね。その辺はどうなんですか。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

この私有林の施業をした場合には、実質その所有者の負担というのはございません。下刈、やぶ払い、もう市のほうでするんですけども。今の市の方向といたしますか、関与付けは本来市が預かるとしても所有者の意向に基づいて、再度またいろいろ状況が変わったりとか、やはり預けたいという後で再度確認をして、やはりちょっと売買等も先ほど申し上げたようにあったりすればもうそれはやっぱり預けないということをおっしゃったりする場合もあるので、そこを踏まえて、最終的に市に預けたいとなれば受委託契約を結びます。それを結んで10年間というふうなことで、そういう市のほうが管理するんですけども。もともとはですね、市が預かった後というのはやはりそういう森林整備を行う事業体、こちらのほうに管理をしていただいて、例えば森林経営計画とか計画に基づいてそういった森林の経営をうまくはできればいいんでしょうけども、維持管理をするための、そういう山林の管理というのを事業体のほうで持っていくというふうなのが本来の方向づけでありまして、それを今市のほうで、そういうのを管理しながら、ずっとそのまま市が管理していくというのはちょっと難しいので、そういう10年たったらまた所有者に基本的にお返しというふうなことで考えております。

○林務水産課長（今吉秀志君）

この財源としましては、森林環境譲与税を活用しているところでございます。その体制につきましては、当然、限られた人数での対応という形になります。ですので予算も限られております。人数も限られております。その中でどういうふうにしていくかということで、本年度から森林組合のほうに市有地のほうの管理をお願いしている。そういう形でそちらのほうの今回の意向調査に基づくそちらのほうの整備を職員のほうでできる限りやっていくような形で、少しずつ体制をですね、制度的なものを使いながらやっているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

本年4月1日に森林法の改正がなされると思うんですけども、この森林整備計画と同時期スタートということになるわけですが、大きく4項目あるようなんですが、その辺はどの程度把握されていらっしゃるかって、今度の計画にどのように反映がされているものなのかどうか、その辺が分かっていたらお示しをください。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

今おっしゃった四つですけども、まず一つ花粉症対策。ここで申し上げました説明があります。第2点がですね、やはり同じ高度な森林資源の情報の整備、活用ということで。従来ドローンとか、そういうので森林資源の調査を行ってるんですが、これが市町村森林整備計画は10年間という長いスパンになりますので、そういう事業体が今後そういう航空レーザーを使ったそういう精度を高めた森林資源調査、そういったのを目標にしてより森林の現況を把握して、森林整備につなげていくというのが2点目でございます。それから木材の、3点目に合法性の確認。取組強化ということで、合法木材のほうの取組、それからクリーンウッド法を踏まえた、そういう木材関連業者への取組を

記載する記述が盛り込まれてますけども、私たちのこの森林整備計画にその点が入っておりませんので、この合法木材の部分は現状のまま取り入れておりません。それから最後4点目の盛土に関する安全対策、適切な実施ということで、いろいろ最近盛土をするにも規制が厳しくなって、宅地造成及び特定盛土等規制法というのがございます。そういったのを踏まえて、盛土の安全対策というふうなことで、これは林地開発許可制度との関連がありますので、これにつきましても現森林整備の中では盛り込んでいないところであります。ちなみにこの地域森林計画の中でも、上位の中でもこの分が入っておりませんでしたので、この分は盛り込んでおりません。

○委員（仮屋国治君）

インターネットでの抜粋ですのでどこまでどうなのかという感じはしたんですけども、こっちによると一つ目には、市町村が森林の経営管理を委託され、林業経営者に再委託する制度が導入されます。これにより森林の集積、集約化が促進されることを目指しています。これはもう既に始まっているんだろうなと思うんですけども、内容が変わるのかなとちょっと疑問に思ったのが一つ。それと手続の簡略化ということで、集約化構想を策定することで、集積配分一括計画を作成できるようになり、手続が簡素化されます。意味が分からないんですけど。この辺の説明ができたら後でお願いします。それと特例措置の導入。所有者不明森林に関しては経営管理権の設定における同意要件が緩和され、公告期間が短縮される特例が設けられる。これにより管理が行き届かない森林の効率的な管理が期待される。もう一つが、罰則規定の新設ということで、先ほど宮内委員から質問がありましたけれども、太陽光発電事業に関わる林地開発許可違反に対して新たに罰則規定が設けられ、違反者には3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金が科されることとなりますというようなことが4項目掲げられておるんですけども。この辺は国のほうからはやってくるのかどうか。その辺も含めて御答弁ねがいます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

今、仮屋委員がおっしゃった四つの変更点。もうちょっと整理をした上で、今、答弁するのではなくて、後日、その点について文書等で回答するというところでよろしいでしょうか。ちょっと整理がちょっとつきにくいので。先ほどうちの川原主幹が答弁したこととは全然項目が違っておりますので、もう1回整理をさせていただくということでよろしいでしょうか。

○委員（仮屋国治君）

変更前変更後の資料を見ていくと、県の森林整備計画に基づいて市町村がつくるということで、県に合わせて変えてきてるんだろうなという理解なんですけれども。ということでいうと今部長がおっしゃったように、県のほうもそれをここに反映されてまだないのかなという気もいたしますので、もしスタート時期が一緒でありますので、計画にうたえるものがあれば、ぜひとも中のほうに持って行っていただきたいなと思うところです。

○委員（鈴木てるみ君）

意向調査をされた結果、委託したいとかあっせん希望というところがあったということですが、

1,422筆のうち、また1,000筆ぐらいはどうなってるのかなと思って。全部御自分で管理されるのかどうか内訳を教えてください。

○林務水産課長（今吉秀志君）

主なものはですね、自分で引き続き管理をするというのがほとんどでございます。そのほかにも無回答の方もいらっしゃいますので、当然そういうのも入ってきております。あとは売却したいとか、そういう部分も踏まえているところでございます。当然市のほうで管理するとなると10年間売却ができないというような制約もちょっとあるものですから、その辺りが含まれてその筆数になるかというふうに思います。

○農林水産部長（寶徳 太君）

通知を受入れられた方。高齢者が多いんですね。その中でもう子も孫も山は欲しくないという方が多数いらっしゃいます。これはよかったです。市が管理をしてくれるんだということで勘違いされてこられる方もいらっしゃいます。とにかく売買のあっせんが非常に多いですね。もうとにかく売りたいという要望が非常に多いです。聴き取りをすればですね。なかなかその売買についてはですね、市のほうとして関与はできませんので、それだったら自分で管理をしますって言って帰られる方が多いというふうに認識はしています。

○委員（鈴木てるみ君）

所有者が判明しているところはそういうことなのでしょうけど、相続ができてなくて所有者不明っていうのも結構あるんじゃないかなと思うんですが、そういった御苦勞とかはどうでしょうか。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

おっしゃるとおり名義が昔の名前の名義になってたりとか、その関係者に林地台帳というのがありますので、それを基に送るんですけどやはり返ってくる分も多いです。そういうときに、最終的に市に預けたいってなれば、受委託契約を結んでるんですけども、その方1人ではなくて、やはりその相続に値する皆さんの同意がないと、そういう受委託契約に結びつきませんので、やはりそういったところで、はっきり例えば兄弟だから、私の名前ということがあっても、またほかの第三者の方が、御兄弟がもうちょっとやっぱりこれは自分のもんだと。管理するという場合もありますので、やはりその辺は相続権のある方の基本的に皆さんの同意というのが必要にはなってきます。

○委員（鈴木てるみ君）

分かりました。別の質問なんですけど、杉花粉の少ない木に、苗木に植えかえていくという説明がありましたけれども、もう既にそれは始まっていると思うんですが、今どれぐらいの割合で、少ない杉の木になってるよっていうのがあれば教えてください。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

植替え等ということで、従来植替えとなればもう苗木の状態でない成長した木はもう植替えはしないので、そういう木を伐採した後にはそういう花粉が余り飛ばない、低花粉とか少花粉のほうを植えていくということで、そういう花粉が少ない植栽の苗木を植えていくということで考えてお

ります。

○委員（鈴木てるみ君）

私も蒲生の林業試験場にちょっと問合せしたことがあるんですやはり花粉症で苦しんでいる人たちがたくさんいるということで、現状はどうでしょうかって言ったら、何年か前ぐらいから花粉の少ない苗木に植替えつつあるということで、もうその事業が進んでいるのであれば、大体霧島市ではどれぐらい進んでいるのかなというそういう数字が分かれば教えていただきたいなと思ったんですけれども。

○委員長（藤田直仁君）

休憩します。

「休 憩 午後 2時11分」

「再 開 午後 2時12分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

苗木については、その花粉対策ということで改めて事業始まってんですけども、これに変わったというのではなくて、従来の今コンテナ苗の少花粉、1%以下なんですけども、そういう杉のコンテナ苗に従来、苗木を使っていますので、それを従来の杉を切った後に造林をしている状況であります。

○委員長（藤田直仁君）

割合はわからないんですか。はっきり言葉で言ってください

○林務水産課主幹（川原昭司君）

割合については現状今つかんでおりませんのでまた報告したいと思います。

○委員（宮内 博君）

冒頭のところですね、森林面積のいわゆる変更前と変更後ということで紹介を頂いているんですけれど。前回の森林面積から比べて152haの減少ということになってるようですね。その内いわゆる民有林の減少した面積が121haということに数字的にはなるのかなと。それで151haのうち、約80%が民有林の減少ということになっているんですけれど、この減少率っていうのは霧島市の減少率ということになるわけですが、他市と比べてどうなんですかね。霧島市が特に多いとかほかのところも似たような状況で減少してるとかですよ。そういう特徴的なものっていうのはつかんでるんですか。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

今おっしゃったその他市町村の森林の減少というのもまた、再度調べて報告ということでよろしいでしょうか。

○委員（宮内 博君）

それは後でいいですけど、なぜこれを聴いたのかっていうと、とにかくこの委員会で何を調査するかということちょっと議論をしたときにですね、森林の関係で今回調査をするということがあったんですけども、最近見かけるいわゆる伐採木を運搬するトレーラーですね。10 t 規模のやつを2台牽引して運搬するそういう車両があるんですけど、ほとんど宮崎ナンバーなんですよ。もう見かける車両のうちの9割ぐらいはもう宮崎ナンバーじゃないのかなというふうに思ってますね。それで皆さんにそういう目線でぜひ見てくださいというふうにお話した経緯があるんですけど。とにかく宮崎ナンバーの伐採木を運搬する車両がですね、非常に目立つようになってきています。それで宮崎側で一時違法伐採があって社会問題にもなったという経緯があったんですけど、それが鹿児島の方に移ってきているんじゃないのかと、そういう業者がですね、という懸念を少し持ってるんですけど、その辺はどんな議論になっているのかあればお示しを頂ければ。

○林務水産課長（今吉秀志君）

確かにですね、宮崎のほうから大分こちらのほうに入ってきているようでございます。ただこちらといたしましても、森林所有者とブローカーってよく言われる方々が間に入って、所有者と木の伐採について商談をまとめて、それを伐採業者に案内してるというような形がございまして。それを森林所有者がそこに売ってもいいよという形になっているものですから、こちらとしてもそれをとめる手だてがない状況であります。あくまで伐採届によってそれが適なものであるかと、適合通知を出すっていう形でしか森林整備計画に基づいたものであるという形で、適合通知を出すというような形にしかならないものですから、今のところそれをとめる手段がないところでありまして、苦慮しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

例えば始良東部森林組合等あるんですけど、そういうところが関与して伐採をする場合は、そういう宮崎の業者が搬出をするとかいうようなことっていうのもありうるんですかね。ちょうど去年の8月の災害の前にですね中福良じゃなくて表木山ですか。表木山のほうに行く機会がありましたけど、そこにもトレーラーの宮崎ナンバーの車が停まってましたよ。それで本当に近いところまでそういった業者が入り込んできてるっていうのがあるんですけども、その辺はいわゆる始良東部森林組合との関係では状況等を聴いたような経緯っていうのはないんですかね。

○林務水産課長（今吉秀志君）

始良東部森林組合さんに聴きますと、なかなか相手方との交渉がまとまらずに宮崎の業者のほうに持っていかれるというお話も聴いたことがあります。当然、始良東部森林組合さんのほうにつきましても、県森連が隼人のほうにございますので、市場がありますので、そちらのほうに持っていかれることが多いのかなというふうに思っているところでございます。なので、どうしても森林所有者さんが少しでも高いほうに売りたいというような形になりますとそこで価格競争で負けてしまうという可能性はあるのかなというふうに考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

価格競争というのはそれは、事実としてそういう状況を掌握してて今おっしゃってるんですかね。その辺のがいわゆる担当部局として掌握できてるんですか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

正確な数字をこちらでも把握してるわけございません。把握しているものは伐採届についてくる、伐採届で売買契約書も添付するようにしておりますので、その価格は把握できているんですが、ただその価格が東部森林組合さんが出されたものと比較するというような形は出ておりませんが、そのようなお話を担当の方から、どこということではないですけど、そういう話を聞いたことがあるという程度でございます。

○委員（宮内 博君）

せっかく何十年もかけてです育ったこの杉、ヒノキ、今そういう森林資源が県外に持っていかれるというのもどうなのかなというふうに思うんですよね。地元で活用できる方策というのをもう少し方向性を示すような議論があってもいいのかなというふうに思いますので、原因の調査と対策をですね、また議論をしていただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○委員（山口仁美君）

今回の改正の内容の中で別紙資料2のほうの6ページですね。経営管理権を設定ということで書いてあるんですけども、これは市のほうで経営管理権をしばらくの間持つというような理解でいいのかどうかというところを教えてください。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

おっしゃるとおり経営管理権を持つのは市のほうでということになります。

○委員（山口仁美君）

森林経営管理制度という中で、経営管理権集積計画というのを作成してやっていくんだというようなことが林野庁が出しているお知らせみたいなものを書いてあったので、ここの辺の新しい枠組みといいますか、どういったことを市がやっていかなければならないということがこの計画に盛り込まれているのかという、新しく変わった部分もちょっと分かりやすく教えていただきたいんですけど。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

ここで森林経営管理制度の追加分なんですけども、移行調査をもとにして、預けたいというところが、これはいろいろ飛んだりとかするんですけども、これは集積というのが計画、1団地がすればまとまりやすくて施業もしやすいんですが、そこはなかなか難しいところもあるんですけども、そういう預けたいという方の出席計画というのは市のほうが受けた場合は公告をするようになっていきます。あとはもう1点おっしゃったのは、あと、ここの意向調査をしまして、預けたいという方が出てきたときに、その前にどんな、現況の調査をまた確認するんですけども、その翌年度にはそういう集積計画に結びつけるのか、そういった翌年度にそういう判断というか、所有者に余り長引

かないような形で、預かれるのか預かれないのか、調査の翌年度には決めて回答というふうなことで盛り込んだふうに思っております。

○委員（山口仁美君）

市のほうで集積をしていくということ、実際その計画の中に盛り込んでいったところが、今までと違うという理解でいいんですか。ここに新設して書いてあったので、その市の役割で増える部分っていうのがここなのかどうかというところがちょっと知りたかったので。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

市が今、従来どおり預けたいところは預かるんですけども、市が集積して新たにそこをまとめるというところまでは盛り込んでいないというか、できておりません。

○委員（仮屋国治君）

森林整備計画案の4ページ、冒頭の質疑で、表土の流出に関してはちょっとあったのかもしれませんが、原則10ha以下とすると、保護樹帯を確保することとしというようなことがうたってあるわけですが、最近までの伐採の状況というのはこれにのっとってきちっとやられているものなのかどうか。といいますのも昨年大雨災害のときに、森林組合が大分責められたというような話もお聴きしましたが、伐採をし過ぎて土砂崩れが起きてるんだというようなこともあったというようなことがあるんですけども。制度的にはこれに基づいて許可が出ているものなのか。これを教えてください。

○林務水産課長（今吉秀志君）

嘉例川のほうでもですね、そのようなところがあったんですが、当然その保護樹林帯を設けるような形で伐採届のほうの申請書にも記載をしてもらって、そういう形で指導してる、現場でも指導したような形になっております。

○委員（仮屋国治君）

大雨災害の原因となった要因にあり得たんですかね。実際のところ。

○林務水産課長（今吉秀志君）

今回の8月の大雨につきましては24時間雨量で500mm前後降っていると。ただ、それを細かく見ていきますと12時間でそのような雨が降っているというような状況でございました。当然、伐採したところも崩れてはいるんですが、伐採されてない部分、そういうところでもそういうものは発生しておりましたので、一概にこの伐採だけが原因という形ではないというふうに判断したところでございます。

○委員長（藤田直仁君）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時27分」

「再開 午後 2時37分」

○委員長（藤田直仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回の改定によってですね、森林経営の意向調査が進められることになると。その意向調査の完了状況は約40%ということでの説明であったんですけども、そのうち市に委託をしたいという方は248人いらっしゃる。面積にして89.92haだという報告があったんですけども、10年間は市が管理をするということになるわけだが、それをどういう形で管理をしていくのかということ等について明確にですね答弁がなされていない。言わば森林組合のほうに委託をするという形ですね、財源としては森林環境譲与税を使うというようなことではあったんですけども。やはり執行部側の体制をどうしていくのかという、そこをやっぱり明確にした上で法律の改定があったときにはそれを受けるための対策というのがですね、まだまだ議論が不十分なのかなというのを感じました。ぜひその辺をですね執行部にも求める必要があるのではないかなというのが1点です。もう一つは市内の森林伐採がどんな形で進められているのかと。いわゆる宮崎からかなり業者が入ってきているということは認識をしているんですけども、それが森林組合との関係であったりですね。あるいは市でせっかく育ったヒノキ、杉などの木材がですね、県外に搬出をされるというのをそのまま放置していいのかというような問題もやはり今後の対応として求められるのかなというふうに思いましたので、その辺のことが少しでも委員長の報告の中に反映することができればいいのかなとそう思ったところでした。

○委員（山口仁美君）

今回の森林法の改正等によって反映されてきたこの計画なんですけれども、計画の文言の中には森林経営管理についての文言が入っているんですけども、執行部のほうからの説明の中には余り細かいことは入っていなかったもので、国の進めようとしている市町村による集約化とか、それから経営管理といったところが実際実行されていく体制がまだ準備ができていないように感じています。ですので国県としっかり連携しながら、集約化が進み、森林が適切に管理されることにつながるように求めていきたいと思えます。

○委員長（藤田直仁君）

ほかには何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終わります。次に、本日行いました。所管事務調査に係る委員長報告について協議します。霧島市森林整備計画について委員長報告を行うかどうかをお諮りしたいと思います。意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

時間をとって、議論の内容はまだ深く掘り下げることができなかったのかなっていうふうに思いますけれども問題点は明らかになりました、幾つかですね。そういうこともあるので報告の中に反映をできればなというふうに思います。

○委員長（藤田直仁君）

ただいま報告をするべきとの意見が出ましたが、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、報告することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。従って報告することに決定しました。それでは、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員長報告については委員長に御一任頂けますか。

〔「一任」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。次に、その他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 2時44分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

藤田 直仁